

○総務省告示第二百十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の八の四第二号の規定に基づき、単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。